

## 南砺市産婦人科医療施設開設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めるため、市内に分娩施設を持つ有床の産婦人科医療施設（以下「産婦人科医療施設」という。）を開設しようとする医師又は医療法人（以下「医師等」という。）に対し、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 南砺市産婦人科医療施設開設補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、市内に5床以上を有する産婦人科医療施設（市内の既存産婦人科医療施設で分娩の取扱いを再開する場合及び既存施設に産婦人科医療施設を増築又は改築して設置する場合を含む。）を開設しようとする医師等で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 産婦人科医療施設を開設後、継続して10年以上産科医療を行う見込みがある者
  - (2) 産婦人科又は産科の臨床経験を5年以上有する者
  - (3) 地域医療に理解を示し、積極的に医療活動を行おうとする者
- (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の合計額から国又は県から受けた補助金等を控除したものに100分の50を乗じた額とし、1億円を限度とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(計画協議)

第4条 補助金の交付を受けようとする医師等（以下「申請者」という。）は、あらかじめ産婦人科医療施設開設補助金計画協議書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付申請)

第5条 前条の承認を得た申請者は、産婦人科医療施設開設補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 医師免許証の写し
  - (2) 履歴書
  - (3) 申請者の住民票（申請者が医療法人である場合は定款及び登記事項証明書）
  - (4) 納税証明書
  - (5) 建設整備計画書及び見積書
  - (6) 収支予算書
  - (7) 土地、建物等の取得に係る見積書
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、産婦人科医療施設開設補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の5割以内の額を概算払により交付することができる。

(変更申請等)

第7条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)で、当該事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするものは、産婦人科医療施設開設補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに産婦人科医療施設開設補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定者が医療法人の場合は診療所開設許可書の写し、交付決定者が医師の場合は診療所開設届(保健所の受付印のあるもの)の写し
- (2) 土地及び建物の登記事項全部証明書
- (3) 土地、建物等を取得したことを証する契約書の写し及び領収書の写し
- (4) 医療機器等の支払領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、産婦人科医療施設開

設補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の請求は、産婦人科医療施設開設補助金（概算払）請求書（様式第7号）による。

（補助金の決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）交付決定者の責に帰すべき理由により、補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して1年以上産婦人科医療施設の業務を開始しないとき。

（2）交付決定者の責に帰すべき理由により、1年以上産婦人科医療施設を休止し、又は産婦人科医療施設を開設した日から起算して10年に達する日までの間に産婦人科医療施設を廃止したとき。

（3）医師免許の取消し等により産婦人科医療施設の業務を継続することができなくなったとき。

（4）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付決定の変更を受けたとき。

（5）補助金を他の用途に使用したとき。

（返還）

第12条 交付決定者は、第9条第2項又は前条の規定により補助金の返還の命令を受けたときは、その命令を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に補助金を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に補助金の交付を決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助区分	補助対象経費
土地建物取得費	建設用地・建物取得費
本体工事費	建築主体工事費、電気設備工事費及び機械設備工事費（他診療科を含むときは、産婦人科に係るもののみ対象）並びに駐車場整備工事、共通仮設工事費、設計・監督料等
医療機器・備品購入費	産婦人科関係備品の購入に要する経費（1件100,000円以上のもの）

備考 補助対象経費となるものは、病室、診療室、検査室、処置室、便所、冷暖房室、リネン室、患者の療養・衛生環境改善整備（感染予防等）、患者の利便に資する環境整備及び医療従事者の休憩兼待機室等とする。